

## 鳥取大学体育会柔道部部則

### 第一章 総則

第1条(名称) 当部を鳥取大学体育会柔道部と称する。

第2条(部員) 部員は、鳥取大学学生により構成される。

第3条(目的) 当部は、学生柔道精神に則り柔道技術や人格形成を向上させることを目的とする。

第4条(活動) 当部は、以下の大会に参加する。

- ・ 中国五大学学生競技大会。
- ・ 中国四国学生柔道連盟の主催する大会。
- ・ 全日本学生柔道連盟の主催する大会。
- ・ その他、地域の大会などその都度検討し、参加する。

第5条(所在地) 当部の所在地は、鳥取大学柔道部部室とする。

### 第二章 運営

第6条(運営機関) 部の運営のために次の機関を置く。

- ・ 部会
- ・ 役員会

第7条(部会) 部会は必要に応じてその都度開催される。

第8条(役員会) 役員会は、部長、監督、主将、主務、体育会役員、会計係で構成される。

第9条(役員構成) 当部は次の役員をおく。

- ・ 主将 一名
- ・ 主務 一名
- ・ 会計係 一名
- ・ 体育会役員 一名

役員は部員によって決定し、部長が任命する。

第10条(主将) 主将は、部員を統率し、当部を代表する。

第11条(主務) 主務は、部の事務を担当する。

第12条(会計) 会計は、部の会計を担当する。

第13条(体育会役員) 体育会役員は、体育会参加等を担当する。

第14条(役員の任期) 役員の任期は1年とする。役員の交代は中国五大学学生競技大会終了後行う。

### 第三章 入部

第15条(入部) 当部への入部は所定の規定によって行う。

### 第四章 会計

第16条(収入) 当部の収入は次の通りである。

- ・工学部援助金
- ・農学部援助金
- ・教育地域科学部援助金
- ・体育会援助金
- ・OB会援助金
- ・その他

第17条(部費) 部費は基本的に徴収しない。ただし、必要に応じ役員会の決議により臨時に部費を徴収できる。

附則 本部則は、平成14年9月1日より施行する。